



2025年5月14日

各位

会社名 東レ株式会社
代表者名 代表取締役社長 大矢 光雄
(コード番号：3402)
問合せ先 コーポレート広報室長 松村 俊紀
(TEL. 03-3245-5178)

取締役および監査役の報酬額改定ならびに 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループの中長期的な企業価値向上と持続的成長に向け、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役および監査役の報酬額を改定するとともに、当社の取締役を対象として導入しております現行の株式報酬型ストックオプション制度に代えて譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。これに伴い、これらに係る議案を2025年6月26日開催予定の第144回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 取締役および監査役の報酬額改定

(1) 取締役の報酬額改定

当社の取締役の報酬額は、2022年6月23日開催の第141回定時株主総会において、月額5,000万円以内（うち社外取締役700万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。また、社外取締役を除く取締役の賞与については、毎年の定時株主総会において、支払総額をご承認いただいております。また、2011年6月24日開催の第130回定時株主総会において、上記取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額を年額3億円以内とすることにつきご承認いただいております。

本株主総会では、当社の取締役の報酬額について、経済情勢や経営環境の変化を踏まえた適切な報酬水準への見直し、および業績向上に向けたインセンティブがより一層働くよう、報酬総額に占める業績に連動した賞与の支給割合を拡大するとともに、報酬額の定めを月額から年額に変更し、賞与を含めた取締役の報酬額を年額9億円以内（うち社外取締役1億800万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 監査役の報酬額改定

当社の監査役の報酬額は、2019年6月25日開催の第138回定時株主総会において、月額1,100万円以内とご承認いただいております。

本株主総会では、当社の監査役の報酬額について、経済情勢や経営環境の変化や上記（1）の取締役報酬額の改定を踏まえて、報酬額の定めを月額から年額に変更し、監査役の報酬額を年額1億7,000万円以内に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入目的、導入条件、概要は以下のとおりです。

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度におきましては、株式報酬型ストックオプション制度と異なり、株式の直接保有を通じて、対象取締役が、株主の皆様とともに株価変動等による利益を享受すると同時に、そのリスクを負担することに

なるため、これまで以上に株主の皆様との長期的利益を一致させることができ、対象取締役においても、当社の中長期的な企業価値向上に向けてその実力を最大限に発揮することが可能になるものと考えております。

(2) 本制度の導入条件

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

本株主総会では、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代えて本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬額を上記1.(1)記載の取締役の報酬額とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

本制度につきご承認いただいた場合、すでに付与済みのものを除き、上記株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

(3) 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する当社の普通株式又は金銭債権の総額は年額3億円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年1,200,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

本制度に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、ガバナンス委員会の答申を経て、取締役会において決定いたします。

また、本制度に基づく当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分およびその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員、フェローおよび理事に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。